

議案第 43 号

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業給水条例（昭和35年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「190円」を「180円」に、「215円」を「205円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市水道事業給水条例別表第2の規定は、平成20年4月分以後のものとして徴収する料金について適用し、同年3月分までのものとして徴収する料金については、なお従前の例による。